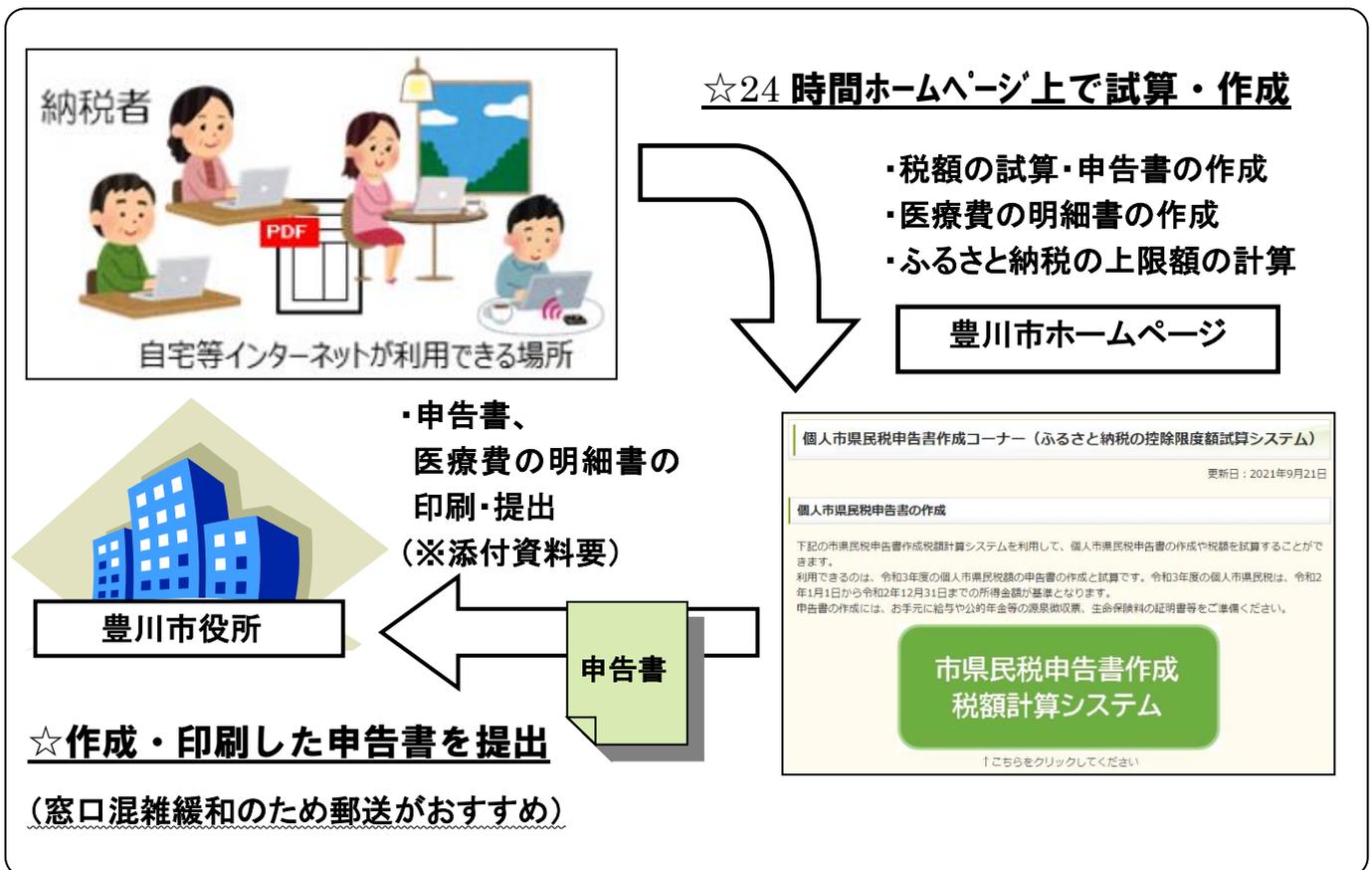


豊川市 市県民税申告書作成税額計算システム 操作マニュアル

目次

1. はじめに	1
2. 給与収入のみの方（源泉徴収票あり）	4
3. 公的年金収入のみの方（源泉徴収票あり）	9
4. 複数の収入がある方／源泉徴収票のない方	13
4-4. よくある控除の入力方法	16
5. 令和2年中の収入がない方	24
6. 申告書保存・印刷・提出方法	26
7. ふるさと納税の上限額の計算（目安）	29



1. はじめに

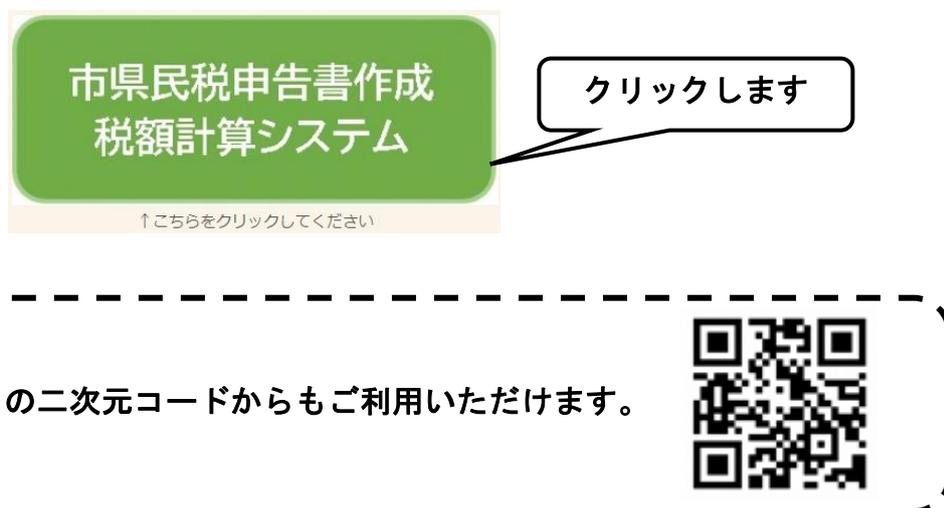
- ・ インターネット上で表示されたフォームに、給与や年金の源泉徴収票の内容やその他の所得、控除等を入力すると市県民税を試算できます。

そのまま申告書を作成・印刷し、添付書類とともに豊川市役所市民税課へ持参または郵送することもできます。申告書の作成には、給与や公的年金等の源泉徴収票、生命保険料等証明書等が必要です。あらかじめご用意ください。

- ・ ふるさと納税の上限額を計算（目安）することも可能です。
→「7. ふるさと納税の上限額の計算（目安）」を参照ください。
- ・ 本システムで試算する市県民税額やふるさと納税の上限額は、実際と異なる場合があります。あくまで目安としてください。

1-1. 「豊川市 個人市県民税申告書作成コーナー（ふるさと納税の控除限度額計算システム）」のWeb サイトへアクセスします。

URL：<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/zei/kozinshikenminzei/shinkokusyosakusei.html>



1-2. 内容を確認の上、[同意する]ボタンを押してください。

住民税試算システムは、上記内容にご同意いただいた場合にのみご利用いただけます。
上記内容にご同意いただける場合は、「同意する」ボタンをクリックして住民税試算システムをご利用ください。

同意する

同意しない

1-3. 〔税額試算/申告書作成〕 ボタンを押してください。

100 - 税額試算選択	
税額試算/ 申告書作成	所得、控除額から税額を試算します。 また申告書を出力することが可能です。
退職所得の 税額を試算	退職金に対する税額を試算します。
途中データを 利用される方	入力途中のデータを使用し、試算します。
ふるさと納税 簡易計算	ふるさと納税の簡易計算を行うことができます。

1-4. 申告者ご本人の生年月日を入力してください。

【その1】 ご本人の生年月日を入力してください。

生年月日 【必須入力】

昭和 年 1 月 1 日

2. 給与収入のみの方(源泉徴収票あり)

「給与収入のみの方」では、給与所得の源泉徴収票をお持ちでそれ以外の入力情報がない方の市県民税額を試算することができます。

また、入力内容を反映した市県民税申告書を作成することができます。

2-1. [源泉徴収票入力(給与)] ボタンをクリックします。

	給与の方	公的年金の方
源泉徴収票のある方	源泉徴収票 入力(給与)	源泉徴収票 入力(公的年金)

(注意1) 源泉徴収票に未記載の控除を追加する場合、『控除入力』をクリックします。(医療費控除など)

源泉徴収票(給与)が複数枚ある方はこちら

2~4枚目の内容を削除する

控除入力へ

(注意2) 源泉徴収票が複数ある方は、こちらをクリックします。

最大で4枚まで入力が可能です。

1枚目

2枚目

3枚目

4枚目

1枚のみ入力する方はこちら

※上の『1~4枚目』ボタンをクリックして、源泉徴収票の枚数分入力してください。

※*黄色枠の項目については、『控除入力』画面にて入力してください。

※**紫色枠の項目については、『2~4枚目』画面では入力できません。

『1枚目』画面にて入力してください。

<p>※1 小規模企業共済等掛金の額は、社会保険料等の金額欄に内書きされています。</p> <p>※2 生命保険料の控除額は、新/旧生命保険料、新/旧個人年金保険料、介護医療保険料の中からご自身に当てはまる項目を入力しないと算出されません。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">*配偶者生年月日</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">*配偶者障害者区分</td> <td></td> </tr> </table>	*配偶者生年月日		*配偶者障害者区分	
*配偶者生年月日					
*配偶者障害者区分					
<div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 10px;"> メニューへ戻る <div style="border: 2px solid red; padding: 5px 10px; background-color: #4a7ebb; color: white;">控除入力へ</div> 税額試算 </div>					

※ 控除入力方法は、[4-4. よくある控除の入力方法\(17ページ\)](#)へ。

2. 給与収入のみの方(源泉徴収票あり)

2-2. 給与所得の源泉徴収票を見ながら、支払金額などの情報を入力します。

** 支払 を受け る者	** 住所 又は 居所											(受給者番号)								
												(個人番号)								
												(役職名)								
		** 氏名	(フリガナ)																	
種 別		支 払 金 額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額						
		円												円						
* 控除対象配偶者の有無等 ※3			* 配偶者特別控除の額			* 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						* 16歳未満扶養親族の数		* 障害者の数 (本人を除く。)		* 非居住者である親族の数				
有 無 従有 老人						特 定		老 人		そ の 他		人		特 別		そ の 他				
○ ●			円			人 従人		人 従人		人 従人		人		人		人				
社会保険料等の金額 ※1				生命保険料の控除額 ※2				** 地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額								
内 円				円				円				円								
(摘要)																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 社会保険料等の金額欄は、源泉徴収票のレイアウトと異なるため、 上段を右の内 円 に、下段を左の内 円 に入力。 </div>																				
生命保険料の金額の内訳		** 新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		** 旧個人年金保険料の金額										
円		円		円		円		円		円										
住宅借入金等特別控除の内訳		** 住宅借入金等特別控除可能額		** 居住開始年月日(1回目)		居住開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)						
円		円		年 月 日		年 月 日		円		円		円		円						
控除対象配偶者		(フリガナ) 氏名		区分		* 配偶者の合計所得 ※3		国民年金保険料等の金額		基礎控除の額		** 旧長期損害保険料の金額		所得金額調整控除額						
		円				円		円		円		円		円						
控除対象扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分		16歳未満の扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分		(備考)								
		個人番号		区分				(フリガナ) 氏名		区分										
		(フリガナ) 氏名		区分				(フリガナ) 氏名		区分										
		個人番号		区分				(フリガナ) 氏名		区分										
(フリガナ) 氏名		区分		(フリガナ) 氏名		区分		(フリガナ) 氏名		区分										
個人番号		区分		(フリガナ) 氏名		区分		(フリガナ) 氏名		区分										
(フリガナ) 氏名		区分		(フリガナ) 氏名		区分		(フリガナ) 氏名		区分										
個人番号		区分		(フリガナ) 氏名		区分		(フリガナ) 氏名		区分										
* 未成年者		外国人		死亡退職		災害者		乙欄		* 本人が障害者		ひとり親		* 勤労学生		中途就・退職		受給者生年月日		
特別 その他		寡婦		父 母		就職 退職		年 月 日		昭和 46年 1月 2日										
□ □		□ □		□ □		□ □		□ □												
支払者		個人番号又は法人番号																		
		住所(居所)又は所在地																		
		氏名又は名称																		
				(電話)																

2. 給与収入のみの方（源泉徴収票あり）

2-3. すべての入力が終わったら、〔税額試算〕ボタンをクリックします。

※1 小規模企業共済等掛金の額は、社会保険料等の金額欄に内書きされています。	*配偶者生年月日
※2 生命保険料の控除額は、新/旧生命保険料、新/旧個人年金保険料、介護医療保険料の中からご自身に当てはまる項目を入力しないと算出されません。	*配偶者障害者区分

[メニューへ戻る](#)
[控除入力へ](#)
[税額試算](#)

※ ページ画面上部ガイド **ガイド** の〔税額試算〕ボタンも同様です。



2-4. 入力内容を基に計算した市県民税の試算結果、ふるさと納税の上限額の計算（目安）、所得税の確定申告が必要かどうかを確認することができます。

住民税の試算結果

算出税額	
住民税額（年税額）	111,500円
▼クリックで住民税額の内訳を表示します	

ふるさと納税の上限額の計算（目安）を確認

ふるさと納税限度額	26,973円
※目安の額です。実際の限度額がこの額を下回る場合もあります	

所得税の確定申告が必要かどうかを確認することができます。

復興特別所得税を含まない所得税額	44,000円
復興特別所得税額	924円
復興特別所得税を含む所得税額	44,900円
源泉徴収税額	100,000円

源泉徴収税額が、試算された所得税額よりも多いため、確定申告をすることで還付を受けられる場合があります。

2. 給与収入のみの方(源泉徴収票あり)

2-5. 税額試算後、〔申告書を作成する〕ボタンをクリックします。

所得入力 入力あり	控除入力 入力あり	入力状況一覧	税額試算	申告書を作成する
源泉徴収票(給与)入力				
源泉徴収票(公的年金)入力				

算の結果は次のとおりです。
変更する場合には「メニューへ戻る」、試算を終了する場合には「終了する」、
容で申告書を作成する場合には「申告書を作成する」をクリックしてください。
試算をする場合には画面一番上の「試算選択画面に戻る」をクリックしてください。

メニューへ戻る 終了する 申告書を作成する

2-6. ご本人様情報を入力してください。

① ご本人様情報	
現在の住所 【必須入力】	豊川市諏訪1丁目1番地
3年1月1日の住所が 上記の住所と異なる	<input type="checkbox"/> はい
フリガナ 氏名 【必須入力】	トヨカワ タロウ 氏名 豊川 太郎
電話番号	0533- 89- 2111
提出日	令和 3年 2 月 28 日

2-7. 〔申告書作成ボタン〕をクリックします。

確定申告をすることで還付を受けられる場合があります。

税額試算結果へ戻る 申告書作成 終了する

2-8. 入力内容に不足がある場合。

入力エラー

- ・ 「⑤同一生計配偶者または配偶者特別控除のある方」
「配偶者控除または配偶者特別控除対象の配偶者の有無」が
「有」を選択しています。
「配偶者の氏名」、「状況」を入力してください。
- ・ 「⑥扶養控除のある方」
「扶養親族人数(16歳未満の扶養親族を除く)の合計」が2人です。
「⑥扶養控除のある方」の「氏名」、「続柄」、「状況」、「生年月日」を2人分
入力してください。

例

2. 給与収入のみの方（源泉徴収票あり）

入力内容に不備や不足がある場合、入力エラーが表示されます。

エラー内容に従って入力をしてください。エラー画面の下に、入力が必要な場所がピンク色で強調表示されます。

例) 配偶者控除・配偶者特別控除の申告をされる場合
配偶者の氏名や状況等を入力してください。

⑤ 同一生計配偶者または配偶者特別控除のある方（▲クリックで非表示にします）【必須入力】

配偶者控除・ 配偶者特別控除	配偶者の氏名		配偶者が障害者に該当する場合	
	<input type="text"/>		<input type="text"/> 級	<input type="text"/>
	状況	住所（別居の場合、入力必須）		
	<input type="text"/>	<input type="text"/>		

※療育手帳の区分が「B1」または「B2」の方は、障害者の等級に「B」を入力してください。

例) 扶養親族がいる場合

扶養している家族の氏名、続柄、生年月日、状況等を入力してください。

	氏名	続柄	生年月日	障がいの等級
1人目	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/> 級
	状況	住所（別居の場合、入力必須）		
	<input type="text"/>	<input type="text"/>		

2-9. 入力エラーをすべて解消すると以下の画面が表示されますので、申告書をダウンロードしてください。医療費の明細を入力している方は入力済の明細書を、医療費の明細を入力していない方は、白紙の明細書をダウンロードすることができます。

申告書をダウンロードする準備が整いました



こちらをクリックし、申告書をダウンロードしてください。



医療費明細をダウンロードする場合はこちらです。

ダウンロードした申告書等をご自宅のプリンターで印刷してください。

※申告書は両面印刷で印刷してください。

【注意】 本システムに入力するだけでは申告は完了しません。申告書を印刷し、

添付資料とともに、豊川市市民税課へ持参または郵送で必ずご提出ください。

3. 公的年金収入のみの方(源泉徴収票あり)

「公的年金収入のみの方」では、公的年金等源泉徴収票をお持ちでそれ以外の入力情報がない方の市県民税額を試算することができます。

また、入力内容を反映した市県民税申告書を作成することができます。

3-1. [源泉徴収票入力(公的年金)] ボタンをクリックします。

	給与の方	公的年金の方
源泉徴収票のある方	源泉徴収票 入力(給与)	源泉徴収票 入力(公的年金)

(注意1) 源泉徴収票に未記載の控除を追加する場合、控除入力をクリックします。(医療費控除など)

源泉徴収票(公的年金)が複数枚ある方はこちら

2~4枚目の内容を削除する

控除入力へ

(注意1) 源泉徴収票が複数ある方は、こちらをクリックします。

最大で4枚まで入力が可能です。

1枚目

2枚目

3枚目

4枚目

1枚のみ入力する方はこちら

※上の『1~4枚目』ボタンをクリックして、源泉徴収票の枚数分入力してください。

※*黄色枠の項目については、『控除入力』画面にて入力してください。

※**紫色枠の項目については、『2~4枚目』画面では入力できません。

『1枚目』画面にて入力してください。

	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #ffffcc; font-size: small;">*配偶者生年月日</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc; font-size: small;">*配偶者障害者区分</td> <td></td> </tr> </table>	*配偶者生年月日		*配偶者障害者区分	
*配偶者生年月日					
*配偶者障害者区分					

メニューへ戻る

控除入力へ

税額試算

※控除入力方法は、[4-4. よくある控除の入力方法\(17ページ\)](#)へ。

3. 公的年金収入のみの方（源泉徴収票あり）

☑ 住民税の試算結果

算出税額	
住民税額（年税額） ▼クリックで住民税額の内訳を表示します	0円

☑ ふるさと納税の上限額の計算（目安）を確認

ふるさと納税限度額 ※目安の額です。実際の限度額がこの額を下回る場合もあります	円
--	---

☑ 所得税の確定申告が必要かどうかを確認することができます。

復興特別所得税を含まない所得税額	0円
復興特別所得税額	0円
復興特別所得税を含む所得税額	0円
源泉徴収税額	10,000円

源泉徴収税額が、試算された所得税額よりも多いため、確定申告をすることで還付を受けられる場合があります。

3-5. 税額試算後、〔申告書を作成する〕ボタンをクリックします。

所得入力

源泉徴収票(給与)入力

源泉徴収票(公的年金)入力

控除入力

入力状況一覧

税額試算

申告書を作成する

ボタンをクリックすると市県民税申告書が作成されます。
 場合には各入力画面のボタンを、新たに試算をする場合には画面一番上の「試算選択画面に戻る」を
 ださい。
 を市役所に提出する場合には、「①ご本人様情報」を入力してから、②～⑩の該当する場所を
 力してください。
 する項目は申告書への表示用であり、税計算には考慮されません。
 、試算された所得税額よりも多いため、確定申告をすることで還付を受けられる場合があります。

税額試算結果へ戻る
申告書作成
終了する

3-6. ご本人様情報を入力してください。

① ご本人様情報	
現在の住所 【必須入力】	豊川市諏訪1丁目1番地
3年1月1日の住所が 上記の住所と異なる	<input type="checkbox"/> はい
フリガナ 氏名 【必須入力】	トヨカワ タロウ 豊川 太郎
電話番号	0533-89-2111
提出日	令和 3年 2 月 28 日

3-7. 「申告書作成ボタン」をクリックします。

確定申告をすることで還付を受けられる場合があります。

税額試算結果へ戻る

申告書作成

終了する

3-8. 入力内容に不足がある場合。

入力エラー

- ・ 「⑤同一生計配偶者または配偶者特別控除のある方」
「配偶者控除または配偶者特別控除対象の配偶者の有無」が
「有」を選択しています。
「配偶者の氏名」、「状況」を入力してください。
- ・ 「⑥扶養控除のある方」
「扶養親族人数(16歳未満の扶養親族を除く)の合計」が2人です。
「⑥扶養控除のある方」の「氏名」、「続柄」、「状況」、「生年月日」を2人分
入力してください。

例

入力内容に不備や不足がある場合、入力エラーが表示されます。

エラー内容に従って入力を行ってください。エラー画面の下に、入力が必要な場所がピンク色で強調表示されます。

3-9. 入力エラーをすべて解消すると以下の画面が表示されますので、申告書をダウンロードしてください。

医療費の明細を入力している方は入力済の明細書を、医療費の明細を入力していない方は、白紙の明細書をダウンロードすることができます。

申告書をダウンロードする準備が整いました

 [こちらをクリックし、申告書をダウンロードしてください。](#)

 [医療費明細をダウンロードする場合はこちらです。](#)

ダウンロードした申告書等をご自宅のプリンターで印刷してください。

※申告書は両面印刷で印刷してください。

【注意】 本システムに入力するだけでは申告は完了しません。申告書を印刷し、

添付資料とともに、豊川市市民税課へ持参または郵送で必ずご提出ください。

4. 複数の収入がある方／源泉徴収票のない方

「複数の収入がある方／源泉徴収票のない方」では、「給与収入のみの方」、「年金収入のみの方」で入力できないケースや、複数の収入がある方の市県民税額を試算することができます。

源泉徴収票、保険料関係書類、控除証明書等を基に情報を入力します。
また、入力内容を反映した市県民税申告書を作成することができます。

4-1. 「所得入力」ボタンをクリックします。

源泉徴収票のない方	所得額と控除額を入力する方はこちら		入力箇所が不明な方はこちら
	所得入力	控除入力	入力サポート

4-2. ご自身の該当する所得を入力してください。

【1. 総合課税項目】

(例) 農業所得がある場合

- ・ 農業収入（売上金額）と経費を入力してください。

1.総合課税項目			
事業所得	営業等所得		収入金額： <input type="text"/> 円 必要経費： <input type="text"/> 円
	農業所得		収入金額： <input type="text"/> 円 必要経費： <input type="text"/> 円

(例) 雑所得（個人年金等）がある場合

- ・ 生命保険会社から届いた通知に記載してある収入金額と経費を入力してください。

		公的年金等収入合計金額： <input type="text"/>	0 円
	業務		収入金額： <input type="text"/> 円 必要経費： <input type="text"/> 円
	その他所得		収入金額： <input type="text"/> 円 必要経費： <input type="text"/> 円

4. 複数の収入がある方／源泉徴収票のない方

【 1. 総合課税項目 】

1. 総合課税項目			
事業所得	営業等所得		収入金額： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 必要経費： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
	農業所得		収入金額： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 必要経費： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
不動産所得			収入金額： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 必要経費： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
利子所得			利子所得： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>※都道府県民税利子割の対象とならないもの</small>
配当所得		上場株式の配当を除く利益の配当（配当控除10%）： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>※上場株式等の配当所得はこちらから入力してください。</small> 証券投資信託の配当（配当控除5%）： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 外貨建等証券投資信託の配当（配当控除2.5%）： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 それ以外の配当所得（配当控除なし）： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円	
給与所得		①	給与収入金額 1： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 給与収入金額 2： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 給与収入金額 3： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 給与収入金額 4： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
説明			給与収入金額合計： <input style="width: 80%;" type="text"/> 0 円
説明			特定支出金額合計： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
雑所得	公的年金等所得	① ② ③ 16	公的年金等収入 1： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>所得税法203条の3</small> 第1号・第4号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 第2号・第5号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 第3号・第6号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 第7号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
			公的年金等収入 2： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>所得税法203条の3</small> 第1号・第4号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 第2号・第5号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 第3号・第6号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 第7号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
			公的年金等収入 3： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>所得税法203条の3</small> 第1号・第4号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 第2号・第5号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 第3号・第6号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 第7号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
			公的年金等収入 4： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>所得税法203条の3</small> 第1号・第4号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 第2号・第5号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 第3号・第6号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 第7号適用分： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
	公的年金等収入合計金額：		0 円
業務			収入金額： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 必要経費： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
その他所得			収入金額： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 必要経費： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
総合譲渡所得	短期所得		収入金額： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 必要経費： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
	長期所得		収入金額： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 必要経費： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
一時所得			収入金額： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円 必要経費： <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
その他の源泉徴収税額			<input style="width: 80%;" type="text"/> 円

4. 複数の収入がある方／源泉徴収票のない方

【2. 分離課税項目】

2. 分離課税項目

※分離課税の所得に関しては、税額試算はできますが、申告書に詳細が印字されません。

分離課税の所得を申告する場合は、申告書を作成し印刷した後に、申告書裏面に詳細を補記してください。

短期譲渡	一般分	収入金額： <input type="text"/> 円 取得費： <input type="text"/> 円 譲渡費用： <input type="text"/> 円 特別控除額： <input type="text"/> 円
	軽減分	収入金額： <input type="text"/> 円 取得費： <input type="text"/> 円 譲渡費用： <input type="text"/> 円 特別控除額： <input type="text"/> 円
長期譲渡	一般分	収入金額： <input type="text"/> 円 取得費： <input type="text"/> 円 譲渡費用： <input type="text"/> 円 特別控除額： <input type="text"/> 円
	特定分	収入金額： <input type="text"/> 円 取得費： <input type="text"/> 円 譲渡費用： <input type="text"/> 円 特別控除額： <input type="text"/> 円
	軽減分	収入金額： <input type="text"/> 円 取得費： <input type="text"/> 円 譲渡費用： <input type="text"/> 円 特別控除額： <input type="text"/> 円
株式等の譲渡所得	未公開分	収入金額： <input type="text"/> 円 取得費： <input type="text"/> 円 委託手数料等： <input type="text"/> 円
	上場分	上場株式等の譲渡所得は こちら から入力してください。
上場株式等の配当所得	上場株式等の配当所得は こちら から入力してください。	
先物取引所得	収入金額： <input type="text"/> 円 必要経費： <input type="text"/> 円	
山林所得	総収入金額： <input type="text"/> 円 必要経費： <input type="text"/> 円	

【3. 上場株式等の配当所得・譲渡所得】

3.上場株式等の配当所得・譲渡所得		
上場株式等の配当所得 説明	申告選択制度が適用可能な分	収入金額： <input type="text"/> 円 必要経費： <input type="text"/> 円 住民税での選択： <input checked="" type="radio"/> 申告不要 <input type="radio"/> 総合課税 <input type="radio"/> 分離課税 所得税での選択： <input checked="" type="radio"/> 申告不要 <input type="radio"/> 総合課税 <input type="radio"/> 分離課税
	申告選択制度が適用できない分	収入金額： <input type="text"/> 円 必要経費： <input type="text"/> 円
上場株式等の譲渡所得 説明	申告選択制度が適用可能な分	収入金額： <input type="text"/> 円 取得費： <input type="text"/> 円 委託手数料等： <input type="text"/> 円 住民税での選択： <input checked="" type="radio"/> 申告不要 <input type="radio"/> 分離課税 所得税での選択： <input checked="" type="radio"/> 申告不要 <input type="radio"/> 分離課税
	申告選択制度が適用できない分	収入金額： <input type="text"/> 円 取得費： <input type="text"/> 円 委託手数料等： <input type="text"/> 円

4-3. すべての所得の入力が終わったら〔次へ（控除入力）〕をクリックします。

メニューへ戻る	次へ(控除入力)	税額試算
---------	----------	------

4-4. よくある控除の入力方法

◆ 医療費控除

明細入力のラジオボタンを選択し、明細入力をクリックします。

医療費控除	<input checked="" type="radio"/> 明細書入力 明細書を提出する方はこちらを選択し、明細書入力ボタンを押してください	<input type="button" value="明細書入力"/>	
		支払った医療費等から	支払医療費： <input type="text"/> 円

4. 複数の収入がある方／源泉徴収票のない方

医療費通知がある場合は『1 医療費通知に関する事項』に金額を記入してください。領収書を集計して明細書を作成する場合は『2 医療費（上記1以外の明細）』に、医療を受けた人ごと、病院ごとに金額を合計し(1)～(5)の項目を入力してください。

- ・申告書作成準備画面で、申告書と一緒に出力できます。
- ・両方入力した場合、控除額のより高い方が適用されます。

入力する明細書を選択してください

医療費控除 セルフメディケーション税制

入力完了

医療費控除の明細書

1 医療費通知に関する事項

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
[] 円	[] 円	[] 円

2 医療費(上記1以外の明細)

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
[]	[]	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	[] 円	[] 円
[]	[]	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	[] 円	[] 円

明細書に入力し入力完了を押すと、医療費控除の金額が控除額に反映されます。ここで作成した医療費控除の明細書は、申告書とともに印刷することができます。申告書提出時に添付してください。

医療費明細書を手書きで作成される方は合計入力のラジオボタンを選択し、支払医療費と保険等の補填額を入力し、作成した手書きの明細書を申告書提出時に添付してください。

医療費控除	<input type="radio"/> 明細書入力 明細書を提出する方はこちらを選択し、明細書入力ボタンを押してください	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">明細書入力</div>	
	<input checked="" type="radio"/> 合計入力 両方入力した場合、控除額のより高い方が適用されます	支払った医療費等から控除額を計算します	支払医療費: [] 円 補てん金額: [] 円
		医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)	支払額: [] 円 補てん金額: [] 円

4. 複数の収入がある方／源泉徴収票のない方

◆ 社会保険料控除

明細入力のラジオボタンを選択し、明細入力をクリックします。

源泉徴収票に記載されている社会保険料控除以外の社会保険料の支払額がある場合、該当箇所に入力をしてください。

社会保険料控除	以下の支払額の合計		10 15	円	
	こちらに支払額を入力してください ※納付書で支払った金額	国民健康保険料		円	
		国民年金保険料		円	
		後期高齢者医療保険料		円	
		介護保険料		円	
		その他の社会保険料		円	
		給与の源泉徴収票上の 社会保険料支払額	1件目:		円
			2件目:		円
3件目:			円		
4件目:			円		
公的年金の源泉徴収票 上の社会保険料支払額	1件目:		円		
	2件目:		円		
	3件目:		円		
	4件目:		円		

◆ 生命保険料控除

生命保険会社から届く控除証明証を確認し、ご自身の契約が新制度なのか旧制度なのかをチェックしてください。

生命保険料控除	生命保険料控除額 ※支払額を入力すると控除額が算出されます。			円
	旧制度の支払額	一般生命保険料計	19	円
		一般生命保険料1		円
		一般生命保険料2		円
		一般生命保険料3		円
		一般生命保険料4		円
		一般生命保険料5		円
		個人年金保険料計	18	円
		個人年金保険料1		円
		個人年金保険料2		円
		個人年金保険料3		円
	個人年金保険料4		円	
	個人年金保険料5		円	
	各保険料より控除額を 計算します	一般生命保険料計	17	円
		一般生命保険料1		円
		一般生命保険料2		円
		一般生命保険料3		円

4. 複数の収入がある方／源泉徴収票のない方

生命保険料控除	各保険料より控除額を計算します	新制度の支払額	一般生命保険料計 17	円
			一般生命保険料1	<input type="text"/> 円
			一般生命保険料2	<input type="text"/> 円
			一般生命保険料3	<input type="text"/> 円
			一般生命保険料4	<input type="text"/> 円
			一般生命保険料5	<input type="text"/> 円
			個人年金保険料計 16	円
			個人年金保険料1	<input type="text"/> 円
			個人年金保険料2	<input type="text"/> 円
			個人年金保険料3	<input type="text"/> 円
		個人年金保険料4	<input type="text"/> 円	
		個人年金保険料5	<input type="text"/> 円	
		介護医療保険料計 14	円	
		介護医療保険料1	<input type="text"/> 円	
		介護医療保険料2	<input type="text"/> 円	
		介護医療保険料3	<input type="text"/> 円	
		介護医療保険料4	<input type="text"/> 円	
		介護医療保険料5	<input type="text"/> 円	

◆配偶者控除

配偶者の有無のラジオボタン『有』を選択してください。
生年月日や収入金額・所得金額を入力して下さい。

3.同一生計配偶者または配偶者特別控除				
同一生計配偶者又は配偶者特別控除の対象になる配偶者の有無		説明	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
		2 3 8 9		
配偶者生年月日		4 10	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
配偶者情報	<input type="radio"/> 配偶者の合計所得金額を入力します 15		<input type="text"/> 円	
	配偶者に所得がある場合にはどちらかを選択し入力してください	<input checked="" type="radio"/> 給与・年金収入から個別に入力します	給与収入金額合計	<input type="text"/> 円
			公的年金等収入額合計	<input type="text"/> 円
			上記以外の所得	<input type="text"/> 円
配偶者が障害者に該当する場合には入力してください		一般障害	<input type="checkbox"/>	
		特別障害 (同居)	<input type="checkbox"/>	
		特別障害 (同居以外)	<input type="checkbox"/>	

4. 複数の収入がある方／源泉徴収票のない方

◆扶養控除

扶養している方の年齢に応じて、一般、特定、老人、16歳未満に分類してそれぞれ
の人数を記入してください。

4.扶養控除		
一般扶養人数 平成14年1月2日～平成17年1月1日生まれ 昭和26年1月2日～平成10年1月1日生まれ	7 13	<input type="text"/> 人
特定扶養人数 平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれ	5 11	<input type="text"/> 人
老人扶養人数（別居している老人扶養者） （本人及び配偶者を除く）～昭和26年1月1日生まれ ⑥は「老人」欄の「人」から「内」を差引いた人数 ※兄弟姉妹は同居・別居にかかわらず、こちらの老人扶養人数に含めてください。	6 12	<input type="text"/> 人
同居老親等扶養人数（同居している老人扶養者のうち、納税者又は配偶者の 父母・祖父母など） ～昭和26年1月1日生まれ ⑥は「老人」のうち、「内」欄の人数 ※兄弟姉妹は同居・別居にかかわらず同居老親等扶養人数ではなく、上の老 人扶養人数に含めてください。	6	<input type="text"/> 人
16歳未満の扶養親族 平成17年1月2日生まれ～	21 17	<input type="text"/> 人
障害者の数 （本人及び配偶者を除く）	一般障害者人数	<input type="text"/> 人
	同居特別障害者人数	<input type="text"/> 人
	同居以外の特別障害者人数	<input type="text"/> 人

◆寄付金控除

寄付金受領証明に記載してある金額を対応する箇所に入力してください。

申告書を提出する際は寄付金受領証明書を添付してください。

寄 附 金 控 除 額	都道府県・市区町村分		<input type="text"/> 円
	ふるさと納税ワンストップ特例の 適用を受ける方	説明 <input type="checkbox"/> はい	<input type="text"/> 円
	都道府県共同募金会・日赤支部		<input type="text"/> 円
	都道府県条例指定分		<input type="text"/> 円
	市区町村条例指定分		<input type="text"/> 円

4. 複数の収入がある方／源泉徴収票のない方

4-5. すべての入力が終わったら、「税額試算」ボタンをクリックします。



※ ページ画面上部ガイド **ガイド** の「税額試算」ボタンも同様です。



4-6. 入力内容を基に計算した市県民税の試算結果、ふるさと納税の上限額の計算(目安)、所得税の確定申告が必要かどうかを確認することができます。

住民税の試算結果

算出税額	
住民税額(年税額)	111,500円
▼クリックで住民税額の内訳を表示します	

ふるさと納税の上限額の計算(目安)を確認

ふるさと納税限度額 ※目安の額です。実際の限度額がこの額を下回る場合もあります	26,973円
--	---------

所得税の確定申告が必要かどうか確認することができます。

復興特別所得税を含まない所得税額	44,000円
復興特別所得税額	924円
復興特別所得税を含む所得税額	44,900円
源泉徴収税額	100,000円

源泉徴収税額が、試算された所得税額よりも多いため、確定申告をすることで還付を受けられる場合があります。

4-7. 税額試算後、「申告書を作成する」ボタンをクリックします。

算の結果は次のとおりです。
 変更する場合には「メニューへ戻る」、試算を終了する場合には「終了する」、
 内容で申告書を作成する場合には「申告書を作成する」をクリックしてください。
 試算をする場合には画面一番上の「試算選択画面に戻る」をクリックしてください。

4. 複数の収入がある方／源泉徴収票のない方

4-8. ご本人様情報を入力してください。

① ご本人様情報			
現在の住所 【必須入力】	豊川市諏訪1丁目1番地		
3年1月1日の住所が 上記の住所と異なる	<input type="checkbox"/> はい	3年1月1日の住所	
氏名 【必須入力】	フリガナ	トヨカワ タロウ	
	氏名	豊川 太郎	
電話番号	0533- 89- 2111	提出日	令和 3年 2 月 28 日

4-9. [申告書作成ボタン] をクリックします。

税額試算結果へ戻る	申告書作成	終了する
-----------	--------------	------

4-10. 入力内容に不足がある場合。

入力エラー

- ・「⑤同一生計配偶者または配偶者特別控除のある方」
「配偶者控除または配偶者特別控除対象の配偶者の有無」が「有」を選択しています。
「配偶者の氏名」、「状況」を入力してください。
- ・「⑥扶養控除のある方」
「扶養親族人数(16歳未満の扶養親族を除く)の合計」が2人です。
「⑥扶養控除のある方」の「氏名」、「続柄」、「状況」、「生年月日」を2人分
入力してください。

例

入力内容に不備や不足がある場合、入力エラーが表示されます。

エラー内容に従って入力をしてください。エラー画面の下に、入力が必要な場所がピンク色で強調表示されます。

4-11. 入力エラーをすべて解消すると以下の画面が表示されますので、申告書をダウンロードしてください。医療費の明細を入力している方は入力済の明細書を、医療費の明細を入力していない方は、白紙の明細書をダウンロードすることができます。

申告書をダウンロードする準備が整いました

 [こちらをクリックし、申告書をダウンロードしてください。](#)

 [医療費明細をダウンロードする場合はこちらです。](#)

4. 複数の収入がある方／源泉徴収票のない方

ダウンロードした申告書等をご自宅のプリンターで印刷してください。
※申告書は両面印刷で印刷してください。

**【注意】 本システムに入力するだけでは申告は完了しません。申告書を印刷し、
添付資料とともに、豊川市市民税課へ持参または郵送で必ずご提出ください。**

5. 令和2年中の収入がない方

「令和2年中の収入がない方」では、収入がなかった方の市県民税申告書を作成することができます。

5-1. 控除の申告をされる方は、「控除入力」ボタンをクリックします。

源泉徴収票のない方	所得額と控除額を入力する方はこちら	入力箇所が不明な方はこちら
	所得入力	控除入力

保険料関係書類、控除証明書等を基に情報を入力します。

※ 控除入力方法は、[4-4. よくある控除の入力方法 \(17 ページ\)](#) へ。

5-2. 「令和2年中の収入がない方」ボタンをクリックします。

令和2年中の収入がない方	令和2年中の収入がない方
	※控除の申告をされる方は、「控除入力」から入力を開始してください。

5-3. ご本人様情報を入力してください。

① ご本人様情報			
現在の住所 【必須入力】	豊川市諏訪1丁目1番地		
3年1月1日の住所が上記の住所と異なる	<input type="checkbox"/> はい	3年1月1日の住所	
氏名 【必須入力】	フリガナ	トヨカワ タロウ	
	氏名	豊川 太郎	
電話番号	0533- 89- 2111	提出日	令和 3年 2 月 28 日

5-4. 「⑥令和2年中に収入がなかった方等の場合」口にチェックを入力し、「申告書作成」ボタンをクリックします。

⑥ 令和2年中に収入がなかった方等の場合（▲クリックで非表示にします）【必須入力】

下記の中で、該当する箇所にチェックを入れて下さい。	
<input checked="" type="checkbox"/>	該当 ※遺族年金・障害年金・傷病手当金等は所得に含まれません。

[▲ページトップに戻る](#)

申告書作成

終了する

注意1) 源泉徴収票が複数ある方は、こちらをクリックします。

3-8. 入力内容に不足がある場合。

5-5. 入力内容に不足がある場合。

入力エラー

- ・「⑤同一生計配偶者または配偶者特別控除のある方」
「配偶者控除または配偶者特別控除対象の配偶者の有無」が
「有」を選択しています。
「配偶者の氏名」、「状況」を入力してください。
- ・「⑥扶養控除のある方」
「扶養親族人数(16歳未満の扶養親族を除く)の合計」が2人です。
「⑥扶養控除のある方」の「氏名」、「続柄」、「状況」、「生年月日」を2人分
入力してください。

例

入力内容に不備や不足がある場合、入力エラーが表示されます。

エラー内容に従って入力続けてください。エラー画面の下に、入力が必要な場所がピンク色で強調表示されます。

5-6. 入力エラーをすべて解消すると以下の画面が表示されますので、申告書をダウンロードしてください。

医療費の明細を入力している方は入力済の明細書を、医療費の明細を入力していない方は、白紙の明細書をダウンロードすることができます。

申告書をダウンロードする準備が整いました

 [こちらをクリックし、申告書をダウンロードしてください。](#)

 [医療費明細をダウンロードする場合はこちらです。](#)

ダウンロードした申告書等をご自宅のプリンターで印刷してください。

※申告書は両面印刷で印刷してください。

【注意】 本システムに入力するだけでは申告は完了しません。申告書を印刷し、

添付資料とともに、豊川市市民税課へ持参または郵送で必ずご提出ください。

6. 申告書保存・印刷・提出方法

【注意】市県民税申告書作成システムを一度閉じてしまうとデータが全て消えてしまいます。ご注意ください。保存する場合は、必ずページを閉じる前に保存ください。

6-1. 申告書をダウンロードしてください。

申告書をダウンロードする準備が整いました

 [こちらをクリックし、申告書をダウンロードしてください。](#)

 [医療費明細をダウンロードする場合はこちらです。](#)

6-2. 印刷する場合は〔ファイルを開く〕を選択してください。すぐに PDF が立ち上がります。ご自宅のプリンタ等で印刷することができます。

6-3. ご自身のパソコンにデータを保存したい場合は〔名前を付けて保存〕を選択してください。

6-4. 申告書 PDF の内容を確認し、必要書類（所得や控除を確認できるもの）を添付して市民税課まで郵送または持参でご提出ください。電子メールやファックス等での提出はできません。

医療費控除を申告される方は、医療費控除の明細書を必ず添付してください。医療費控除の明細書も本システムで作成し、印刷することができます。

6-5. 申告内容によっては申告書裏面に補記が必要な場合があります。

- ・ 事業所得・不動産所得がある→裏面 9 へ。
- ・ 事業専従者がいる→裏面 11 へ。
- ・ 公的年金等以外の雑所得がある→裏面 10 へ。
- ・ 裏面 12・13・16・19 に数字が載っている→それぞれの「所得の生ずる場所」へ。
- ・ 総合課税で申告する配当所得がある→裏面 14 へ。
- ・ 分離課税で申告する上場株式等の配当所得等がある→裏面 15 へ。

＜郵送または提出先＞

〒442-8601 豊川市諏訪一丁目1番地 豊川市役所総務部市民税課 宛

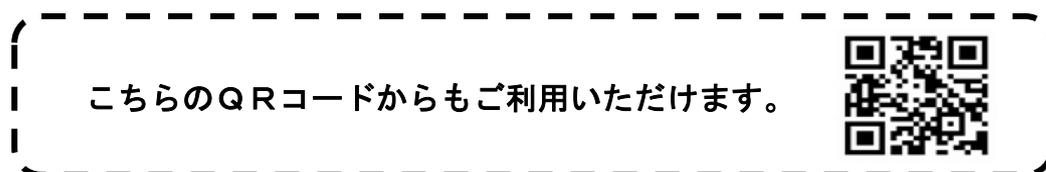
（注）申告書の控えなど、書類の返送を希望される方は、切手を貼付した返信用封筒を同封し、その旨が分かるようにしてください。

※ 申告書は両面印刷で印刷し提出していただきますよう、ご協力お願いします。

7. ふるさと納税の上限額の計算(目安)

7-1. 「豊川市 個人市県民税申告書作成コーナー(ふるさと納税の控除限度額計算システム)」の Web サイトへアクセスします。

URL: <https://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/zei/kozinshikenminzei/shinkokusyosakusei.html>



7-2. 内容を確認の上、[同意する]ボタンを押してください。

住民税試算システムは、上記内容にご同意いただいた場合にのみご利用いただけます。
上記内容にご同意いただける場合は、「同意する」ボタンをクリックして住民税試算システムをご利用ください。

7-3. [ふるさと納税 簡易計算] ボタンを押してください。

100 - 税額試算選択

税額試算/ 申告書作成	所得、控除額から税額を試算します。 また申告書を出力することが可能です。
退職所得の 税額を試算	退職金に対する税額を試算します。
途中データを利用される方	入力途中のデータを使用し、試算します。
ふるさと納税 簡易計算	ふるさと納税の簡易計算を行うことができます。

7. ふるさと納税の上限額の計算(目安)

7-4. 申告者ご本人の生年月日を入力してください。

はじめに	
ご本人の生年月日を入力してください。	
生年月日 【必須入力】	昭和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

7-5. 該当する所得について、収入金額または必要経費を入力してください。

1.所得入力		
給与所得		収入金額: <input type="text"/> 円
公的年金等所得		収入金額: <input type="text"/> 円
総合譲渡所得	短期所得	収入金額: <input type="text"/> 円 必要経費: <input type="text"/> 円
	長期所得	収入金額: <input type="text"/> 円 必要経費: <input type="text"/> 円
一時所得		収入金額: <input type="text"/> 円 必要経費: <input type="text"/> 円

7-6. 該当する所得控除について、すべて入力してください。

2.所得控除			
医療費控除	支払った医療費等から計算します	支払医療費	<input type="text"/> 円
		補てん金額	<input type="text"/> 円
	医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	支払額	<input type="text"/> 円
		補てん金額	<input type="text"/> 円
社会保険料控除		<input type="text"/> 円	
小規模企業共済等掛金控除		<input type="text"/> 円	
生命保険料控除	旧制度の支払額	一般生命保険料支払額	<input type="text"/> 円
		個人年金保険料支払額	<input type="text"/> 円
	新制度の支払額	一般生命保険料支払額	<input type="text"/> 円
		個人年金保険料支払額	<input type="text"/> 円
		介護医療保険料支払額	<input type="text"/> 円
地震保険料控除	地震保険料支払額	<input type="text"/> 円	
	旧長期損害保険料支払額	<input type="text"/> 円	

7. ふるさと納税の上限額の計算(目安)

7-7. 申告者ご本人について、該当する場合は入力してください。

3.本人該当		
寡婦、ひとり親		該当なし
障害者	障害者(本人)	<input type="checkbox"/>
	特別障害者(本人)	<input type="checkbox"/>

※身体障害者手帳 1～2級、療育手帳 A、精神障害者手帳 1級 のいずれかに該当する場合、「特別障害者(本人)」にチェックしてください。それ以外は「障害者(本人)」です。

7-8. 申告者ご本人の配偶者について、該当する項目を入力してください。

4.配偶者控除または配偶者特別控除			
配偶者控除又は配偶者特別控除の対象になる配偶者の有無		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	
配偶者情報	配偶者生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	配偶者の合計所得金額	<input type="text"/> 円	
	配偶者が障害者に該当する場合は入力してください	一般障害	<input type="checkbox"/>
		特別障害(同居)	<input type="checkbox"/>
特別障害(同居以外)		<input type="checkbox"/>	

7-9. 申告者ご本人の扶養状況について、該当する項目を入力してください。

5.扶養控除		
扶養人数	一般扶養人数 平成14年1月2日～平成17年1月1日生まれ 昭和26年1月2日～平成10年1月1日生まれ	<input type="text"/> 人
	特定扶養人数 平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれ	<input type="text"/> 人
	老人扶養人数(別居している老人扶養者) (本人及び配偶者を除く) ～昭和26年1月1日生まれ	<input type="text"/> 人
	同居老親等扶養人数(同居している老人扶養者のうち、納税者又は配偶者の父母・祖父母など) ～昭和26年1月1日生まれ	<input type="text"/> 人
	16歳未満の扶養親族 平成17年1月2日生まれ～	<input type="text"/> 人
障害者の数 (本人及び配偶者を除く)	一般障害者人数	<input type="text"/> 人
	同居特別障害者人数	<input type="text"/> 人
	同居以外の特別障害者人数	<input type="text"/> 人
一般扶養親族に平成14年1月2日～平成17年1月1日生まれの者を含む または上記以外で23歳未満または特別障害者の扶養者がいる		<input type="checkbox"/> はい

7. ふるさと納税の上限額の計算(目安)

7-10. 申告者ご本人の住宅ローン控除について、該当する項目を入力してください。

6.税額控除項目		
住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)	住宅借入金等特別税額控除可能額	<input type="text"/> 円
	居住開始年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
区分		<input type="text"/>

7-11. 申分離課税所得など上記の項目にない所得や控除が有る場合は、
[税額試算/申告書作成] ボタンから、より詳しい入力を行って限度額を計算することができます。

税額試算/
申告書作成

クリックします

7-12. 所得額や控除額を入力して、[ふるさと納税計算] ボタンをクリックします。

ふるさと納税計算

クリックします

7-13. 入力した内容から計算した「自己負担額が 2,000 円で済むふるさと納税の目安」が表示されます。

寄附金額の上限を計算しました

自己負担額が2,000円で済むふるさと納税の目安は、**50,955**円です。

※場合により、上記ふるさと納税上限目安額よりも、実際の上限額が低くなる可能性があります。